平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3										府 省	庁 名		金	融	庁	
対象	税目	個人	住民税	法人住	民税	事業税	不動產	全取得税	固定資	産税	事業所税	その他	()			
要望 項目名		外国子会社合算税制(CFC 税制)に係る所要の措置															
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 外国子会社合算税制(Controlled Foreign Company Taxation、CFC 税制)とは、国内の親会社の所得を実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることによる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。															
				の内容 機関の海	再外進	出を阻害	' しない	よう、t	ごジネス (の実態	を踏まえ	<i>t</i> -所要 <i>0</i>)措置を	·講じ	るこ。	٤.	
関係	条文	租	税特別	措置法第	第 40 条	€の4、Ĵ	第66 第	€の6 等	等								
i 減 見i	収 2額		年度] 正増減	収額]	_	(_)	[平年	F 度]	-	(_)	(単位	立: 百万	5円)
要望	理由	(1)政策 国内金	-	が海外	事業展開	を行う	ための頭	環境を整	備し、	その国際	的な競争	力を高	īめる	0		
		平 に対 て ま	成 29 st 処でき かしな 類が残	るよう見 がら、海	改正に 見直し: 毎外に	がされた おける様	ところ	。 ジネスの	の実態を	踏ま <i>え</i>	≧業の海外	融機関の		·			
対応	望に する 域案	なし	•														
										~	. 1		2				

	政策体系における政策目的の位置付け		III-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備					
合理性	政策の 達成目		国内金融機関が海外事業展開を行うための環境を整備すること。					
	置等	負担軽減措 等の適用又 延長期間	恒久措置とする。					
		Lの期間中 達成目標	政策の達成目標と同様。					
	政策目 達成状		金融機関の一部の業務の取扱いについて、課題が残されているところ。					
有	要望の措置の適用見込み		外国子会社を有する企業への適用が見込まれる。					
効 性	効果見	としての	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。					
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		なし					
相当	予算上 の要求 及び金		なし					
性	の措	己の予算上 清置等と 望項目との	_					
	要望の措置の 妥当性		海外展開する企業の税制を整備するものであり、予算その他の措置では実現できない。					
		ページ	3—2					

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における税 負担軽減措置等の適 用状況等に関する報 告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正において CFC 税制の見直しが行われたが、同改正では十分議論できなかった論点があるため、平成 30 年度改正において所要の措置を求めるものである。
ページ	3—3